

【 応 募 様 式 】

令和 年 月 日

岩手河川国道事務所長 殿

【応募者】

ふりがな

氏名： _____

住所： _____

電話： _____

公表用の愛称等※： _____

※氏名を公表して良い場合は、記入の必要ありません。

令和6年10月18日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

1. 河川の名称及び区画番号 (採取可能最大区画数： _____ 区画)

第1希望 地区名： _____ 区画番号： _____

第2希望 地区名： _____ 区画番号： _____

第3希望 地区名： _____ 区画番号： _____

第4希望 地区名： _____ 区画番号： _____

第5希望 地区名： _____ 区画番号： _____

※ 上記「区画番号」等が、書き切れない場合は余白にご記入下さい。

※ 区画の希望選定にあたっては、各自、樹木サイズ、本数など現地にてご確認ください。

※ 希望区画に多数の応募があった場合には、希望どおり割り当てられない場合があります。

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

薪 (ストーブ用) ほだ木 チップ その他 (_____)

3. 採取を希望する河川産出物の種類

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

幹 枝 その他 (_____)

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

確認済み 未確認

※現地の樹木密度 (サイズ、本数) を把握されることをお勧めします。

※伐採位置までの経路は、伐採箇所図 (地図) を参照してください

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

(伐採木の おおむね区画内の樹木全体を伐採予定。

選定) 区画内の必要な樹木だけを選別して伐採予定。 (幹径： _____ c m程度以上)

その他 (_____)

(伐採方法) チェンソーにより伐採を行う。

ノコギリにより伐採を行う。

その他の方法により伐採を行う。 (伐採方法： _____)

(小割方法) 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。

伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。

その他の方法 (_____)

- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより搬出する。(積込方法：_____)
- 伐採材は、(_____ t)トラックにより搬出する。(積込方法：_____)
- その他の方法(_____)
- (伐採順序) 通路脇から順次伐採を行う。
- その他の伐採順序(_____)
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
- 発生した枝(枝径1cm未満)と葉は、自伐採区画内に集積する。
- その他の処理(_____)

6. 伐採経験及び保有資格

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

- 以前に岩手河川国道事務所の公募伐採に応募したことがある。(平成・令和_____年)
- 伐採の経験がある。(経験年数：_____年)
- 作業者の中に伐採に関わる資格保有者がいる。(保有資格：_____)
- 伐採未経験である。(講習会の参加希望： 平日 土曜日 日曜日)

7. 採取期間

作業予定期間：令和_____年_____月_____日～令和_____年_____月_____日(のうち_____日間)を予定

※採取期間とは伐採・搬出・完了届け提出までを完了させる期間です。

※採取期間は、令和6年12月18日(予定)～令和7年4月30日です。

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記入。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

9. 留意事項 ※確認した項目にチェック☑を記入。

- 樹木の採取に当たっては、河川産出物の許可手続き(河川法第25条)が必要になります。
- 伐採不可の範囲又は樹木は、河川管理者が明示をします。
- 自伐採区画内の伐開、下草刈りは、応募者が実施してください。自伐採区画内に集積してください。
- 下草刈り後のそれぞれの伐採区画内の必要な地盤整備は、応募者が実施してください。
- 伐採区画までの搬出用の通路は、現状使用とし、新たな整備は河川管理者は行いません。
- 伐採区画までの搬出用の通路及び自伐採区画内の除雪は、応募者が実施してください。
- 伐採木の枝径1cm程度以上は持ち帰るようお願いします。
- 伐採木の枝径1cm程度未満と葉は自伐採区画内に集積しておくことができます。
- 伐採、搬出及びそれに要する付帯作業に要する費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は持ち帰ることができます。
- 伐採した樹木の譲渡、流通については、応募者の自己責任となります。
- 搬出量の把握をお願いします。(例えば、軽トラック〇〇台など)完了届けに記載をお願いします。
- 伐採時及び河川内通路の事故については、自己責任となります。
- 第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。
- 河川管理施設を損傷した場合は、応募者が復旧するものとします。

10. 提出先

以下に郵送または持参で提出。

〒020-0066 岩手県盛岡市上田四丁目2-2
岩手河川国道事務所 河川管理課
電話 019-624-3281(直通)